

# 日本におけるGoogleインパクト・チャレンジ — 公式ルール

本チャレンジは、下記の参加資格基準を満たす組織（「応募組織」）のみが参加できます。本チャレンジにエントリーすることにより、貴法人は、本公式ルールを承諾したことになります。

日本におけるGoogleインパクト・チャレンジ（「本チャレンジ」）は、参加する応募組織が、自らのミッション、具体的なプロジェクト案および実施計画、ならびに実績等が記載された応募書類等を提出し、選出されたファイナリストおよび／または受賞者（以下に定義します。）については、更に、マーケティング素材（以下に定義します。）および実際の聴衆を前にした本人によるプレゼンテーション（「応募書類等」）により、以下に記載する支援金および／または現物による支援（「本賞」）の獲得を目指すというチャレンジです。応募書類等は、レビューアー、審査員および一般投票（以下に説明し、定義します。）によって評価され、それらの者が本公式ルールに従って、支援金獲得者を選出します。本賞は、Women Will 賞（以下に定義します。）を受賞する1団体を含む、審査基準に基づき応募書類等に最高スコアが与えられた応募組織、および一般投票から最高投票数を得た応募組織1団体（「受賞者」と総称します。）に授与されます。詳細については、以下をご参照下さい。

**1. 拘束力ある契約：**本チャレンジにエントリーするには、応募組織を代表して本公式ルール（「本ルール」）に同意しなければなりません。したがって、エントリーする前に本ルールを読み、内容を把握して、同意するようにして下さい。貴法人は、本チャレンジへの応募書類等の提出が本ルールの承諾にあたることに同意するものとなります。本ルールを承諾しない限り、本チャレンジへの応募を行うことはできず、本ルールに記載される本賞を受け取る資格も得られません。本ルールは、本チャレンジに関する貴法人とGoogleとの間の法的な拘束力ある契約を構成します。

**2. 参加資格：**本チャレンジにエントリーするための資格は次のとおりです：

- (a) 日本において特定非営利活動法人、公益法人または社会福祉法人として登録された非営利組織であること；
- (b) 米国もしくは日本の輸出規制または制裁の対象となる団体でないこと；
- (c) 応募書類等を提出し、本チャレンジのその他のオンライン実施事項に参加するため、2014年11月4日現在においてインターネットにアクセスを有していること；
- (d) 採用／雇用実務またはプログラムおよびサービスの管理のいずれにおいても違法な形での差別をしていないこと；
- (e) 採用／雇用実務において性的指向または性別同一性に基づく差別をしていないこと；かつ
- (f) 本賞を受け取った場合に、本賞が、宗教に関係なくあらゆる者に開かれたプログラムのために使用され、宗教教育のために使用されないことに同意していること。

本チャレンジは、法により禁止されている場合には無効です。Googleならびにその親会社、子会社および関連会社の広告・販売促進代理店、代表者および代理人は、本チャレンジに参加する資格を有しません。Google（以下に定義します。）は、いかなる時点においても参加資格を確認し、問題がある場合に判断を下す権利を留保します。本ルールは、あなた個人および／またはあなたの応募組織を拘束します。あなたは、自らの雇用の範囲において、応募組織の従業員、契約業者、役員もしくは代理人、理事として行為していること、および応募組織が本賞を受賞する可能性を含め、当該応募組織があなたの行為を完全に認識し、承諾していることを保証するものとします。更に、あなたの行為があなたの応募組織の方針及び手続に違反していないことを保証するものとします。

**3. Google**：本チャレンジは、アイルランドの法律に基づき設立され、Gordon House, Barrow Street, Dublin 4, Irelandに主たる営業所を有する会社であるGoogle Ireland Ltd.（「Google」）が主催します。

**4. 応募期間**：本チャレンジの応募期間は、2014年11月4日午後1時30分（日本標準時）に開始し、2015年1月9日午後11時59分（日本標準時）に終了します（「応募期間」）。

**5. エントリー方法**：本チャレンジにエントリーするには、応募期間中にg.co/japanchallengeに存在する本チャレンジのウェブサイト（「本チャレンジ・サイト」）を閲覧し、あなたの応募組織についての情報ならびに貴法人の具体的なプロジェクト案および実施計画が記載される応募書類等の提出のための指示に従って下さい。応募書類等は、下記の「応募要件」を満たしていなければなりません。

応募組織1団体につき1回の応募に限ります。2回目以降の応募は、失格となります。応募書類等は全て、応募期間中に受理されなければなりません。応募書類等は、全部または一部が判読不能であるか、不完全であるか、破損しているか、改ざんされているか、偽造されているか、不正に入手されたか、または遅れた場合に、無効となります。全ての応募書類等は、エントリーの時点で提示されたEメールアドレスの適正なアカウント保有者によって行われたものとみなされ、応募書類等を提出する者は、かかるEメールアドレスの適正なアカウント保有者であることの証拠の提示を求められる場合があります。「適正なアカウント保有者」とは、応募組織によって応募書類等を提出する権限を与えられている自然人であって、インターネット・サービス・プロバイダー、オンライン・サービス・プロバイダー、またはドメイン名についてEメールアドレスを割り当てる責任を負うその他の団体によりEメールアドレスを割り当てられた人を意味します。

全てのファイナリスト（以下に定義します。）に対して、動画、写真および／または追加の応募情報を含むGoogleへのマーケティング素材（「マーケティング素材」）の提出を求めることができます。Googleが追加のマーケティング素材が必要であると判断する場合には、Googleは、かかる新規のマーケティング素材（「新規マーケティング素材」）の作成費を支払います。動画または写真により構成される新規マーケティング素材は、2015年2月16日から2015年3月16日までの期間に、東京のGoogleオフィス、ファイナリストのオフィス、またはGoogleとファイナリストが相互に合意するその他の場所において撮影されます。新規マーケティング素材がGoogleのオフィスで撮影される場合に、ファイナリストの拠点が東京でないときは、Googleはファイナリスト1団体につき代表者2名について東京までの移動のための交通費を支払います（以下に詳細を記載します。）。マーケティング素材を提出しないか、新規マーケティング素材の作成においてGoogleに協力しないファイナリストは失格となり、審査員（以下に定義します。）は、次に高いスコアを与えられた応募書類等を新たなファイナリストとして選出します。マーケティング素材および新規マーケティング素材は、本チャレンジ・サイトにおいて使用されます。

**6. 応募要件**：応募書類等は、以下の要件を満たしていなければなりません：

(a) 名誉毀損にあたり、不愉快、脅迫的、中傷的、軽蔑的、誹謗にあたるか、何らかの形で不適切、みだら、性的、冒瀆的、歪曲的、侮辱的、もしくは差別的なコンテンツを含むか、何らかの団体もしくは個人に対する憎悪または危害を助長するか、その他の形で本チャレンジのテーマおよび趣旨に反するものであってはなりません。

(b) 違法であるか、その他の理由により適用があるあらゆる連邦法、州法、地方もしくは地域の法令、または応募書類等が作成された国等の法令に違反するか、反するコンテンツ、素材または要素を含んでいてはなりません。

- (c) Googleが自らの単独の裁量により判断するとおり、第三者の広告、スローガン、ロゴ、商標を表示するか、その他の方法で第三者の商業法人の後援もしくは支援を示すか、または本チャレンジの趣旨と無関係なコンテンツ、素材または要素を含んでいてはなりません。
- (d) 第三者または第三者法人が所有するコンテンツ、素材もしくは要素を含まず、組み入れておらず、またはその他の形で使用していない、オリジナルの未発表の作品でなければなりません。
- (e) 第三者のパブリシティ権、プライバシー権または知的財産権を侵害するコンテンツ、要素または素材を含むことは不可とします。
- (f) 日本語または英語のみ可とします。
- (g) 日本に登記上の営業所を有する応募組織により提出されなければなりません。
- (h) 日本において特定非営利活動法人、公益法人または社会福祉法人として登録された非営利組織でなければなりません。

応募期間中、Google、その代理人、レビューアー（以下に定義します。）および／または審査員（以下に定義します。）は、各応募書類等が、応募要件を満たしているかを判断します。Googleは、自らの単独の裁量において、応募要件を満たさない応募書類等を提出した応募組織を失格とする権利を留保します。

**7. 審査：**各応募書類等は、Google社員のチーム（「レビューアー」）によって評価され、ファイナリスト（以下に定義します。）の応募書類等は、内外の専門家のパネル（「審査員」）および／または一般投票によって検討されます。各応募書類等は、以下の基準に基づいて評価されます。

- 1. インパクト** 提案されているプロジェクトが、いかに生活を改善するか？ 成功した場合に、どれほどの人々がどのような範囲で影響を受けるか？ その提案は、問題の規模、および、提示されたアイデアアイデアは、それを解決するためにどのように役立つのかを特定するリサーチに根差しているか？
- 2. テクノロジー／革新性** その提案は、対処しようとしている問題に取り組むために新たなクリエイティブな方法でテクノロジーを活用しているか？
- 3. スケーラビリティ** 成功した場合に、そのプロジェクトは、いかに容易に拡張が可能であるか？ そのプロジェクトは、その他の取組みのモデルとなることができるか？
- 4. 実現可能性** チームは、その提案を実行するために十分に開発された現実的な計画を立てているか？ 実施のための適切なパートナーを見極めているか？

審査は、2ラウンドで行われます。第1ラウンドでは、レビューアーが各応募書類等を評価し、上記の基準に基づくスコアを合計した点数を付します。総合スコアで最も高い点を獲得し、必要な法的なデューデリジェンスを通過した上位10件の応募書類等が、ファイナリスト（「ファイナリスト」）として選出されます。同点の場合には、「テクノロジー／革新性」のカテゴリーにおいてレビューアーによってより高い点数を獲得した応募書類等が、ファイナリストとして選出されます。応募組織が何らかの理由で失格した場合には、次に高いスコアを獲得した応募書類等が、必要な法的なデューデリジェンスを通過していることを条件として、ファイナリストとして選出されます。

レビューアーがファイナリストおよび／または受賞者を選出できるように、応募組織は、追加の情報を提出しなければならない場合があります、それには、以下の情報が含まれますが、それらに限定されません。

- (a) 損益計算書、貸借対照表およびキャッシュフロー計算書を含む過去3事業年度の各年度の財務書類；
- (b) 上層部、理事および役員の正式名称の完全なリスト；
- (c) 応募組織が日本国外で事業を行っている国（もしあれば）のリスト；
- (d) 政府との関係または公的資金に関する情報；ならびに
- (e) 応募組織のプロジェクト案および実施計画に関する追加の詳細または情報。

応募組織が、最初の通知が試みられてから2日以内に追加情報の要請に応じない場合には、当該応募組織は失格となります。

2015年2月16日から2015年3月16日までの間に、ファイナリストが選出され、Googleの裁量により電話および／またはEメールにて通知されます。全てのファイナリストは、以下に記載のとおり支援金に関する契約に署名しなければならない場合があります。ファイナリストが、最初の通知が試みられてから2日以内に応答しないか、Googleから求められた場合に支援金に関する契約に署名しない場合には、当該ファイナリストは失格となり、代替のファイナリストが、本書に記載される審査基準に基づき、全ての適格な応募書類等の中から選出されます。電話による通知については、ファイナリストがGoogleと直接会話を交わした時点、またはファイナリストのボイスメール・サービスもしくは留守番電話にGoogleから伝言が残された時点のうち、先に発生した方の時点で当該通知がなされたものとみなされます。通知に関する全ての要件ならびに本ルール内のその他の要件は、厳格に執行されます。

第2ラウンドでは、ファイナリストは、東京での直接対面による最終イベント（「最終イベント」）において、審査員を前に各自のアイデアを披露しなければなりません。ファイナリストが、本人として最終イベントに参加しない場合には、本チャレンジについて失格となります。審査員は、各ファイナリストの応募書類等を評価し、上記の基準に基づくスコアを合計した点数を付します。合計4団体の応募組織が、受賞者（「受賞者」）として選出されます。審査員から最も高い総合スコアを獲得した上位2団体のファイナリストが、受賞者として選出されます。同点の場合には、「テクノロジー／革新性」の категорияにおいて審査員によってより高い点数を獲得したファイナリストの応募書類等が、受賞者として選出されます。1団体のファイナリストの応募書類が、女性の社会的地位向上の категорияで受賞者（「Women Will 賞」）として選出されます。Women Will 賞は、上記の基準および日本における女性の社会的地位向上におけるプロジェクトの可能性に基づいて選出されます。更に1団体のファイナリストの応募書類等が、一般投票によって受賞者として選出されます。一般投票は、本チャレンジ・サイトを通じてオンラインで実施され、2015年3月16日から2015年3月25日までの間に行われます。レビューアー、審査員および一般投票による決定は最終的であり、拘束力を有します。全ての受賞者が、以下に記載のとおり支援金に関する契約に署名しなければなりません。応募がない場合には、本賞は授与されません。審査員による決定は最終的であり、拘束力を有します。

**8. 本賞：**受賞者4団体はそれぞれ、50,000,000円の支援金およびGoogleによる限定的な技術支援を受ける機会を獲得します。

**9. 東京に所在しないファイナリストの交通費：**Googleは、東京に拠点を持たない各ファイナリスト組織の代表者2名について、マーケティング素材の撮影（ファイナリストのオフィスで撮影しない場合）及び最終イベントのための移動の合理的な額の交通費を支払います。旅費には、以下の費用が含まれます：(1) ファイナリストに対して、当該応募組織のオフィスの最寄りの主要空港／駅またはバス停留所からGoogleの東京オフィスまでの往復の航空運賃（普通席）、電車代またはバス代（Googleの判断によります。）；(2) 東京でのホテルでの宿泊費1泊分（二人部屋）；ならびに(3) 食事代。なお、利用制限期間の適用があります。応募組織は、以上に明記されていない付随的な旅行費

用を含むその他の費用を負担するものとします。陸上輸送費、通関料および関税、割増料金、空港使用料、サービス料または施設使用料、宿泊時の個人的費用、セキュリティ費用、税金その他の経費等は、ファイナリストが単独で負担するものとします。本賞を現金と交換することはできません。

**10. 支援金に関する契約：**ファイナリスト及び受賞者の全ての選出は、各応募組織に関する法的なデューデリジェンス検証、また、Googleが該当すると判断する場合にはGoogleと各応募組織の間の支援金に関する契約の締結を条件とします。当該応募組織（レビューアー、審査員または一般投票のいずれにより選出されるかを問いません。）が法的なデューデリジェンス検証を通過しない（Googleによりその単独の裁量において判断されます。）か、当該応募組織が支援金に関する契約に署名しない場合には、Googleは別の応募組織をファイナリストとして選出し、受賞者の場合には、次に高いスコアを与えられた応募組織を受賞者とします。

Googleの単独の裁量に基づき認められる場合を除き、本賞の譲渡、交換または現金同等物との引換えは認められません。Googleは、何らかの理由により、上記のとおり本賞の全部もしくは一部が授与できない場合には、同等またはそれ以上の金銭的価値を有する別の賞品と全部もしくは一部について交換する権利を留保します。価値は、変動する可能性のある市場の状況の影響を受けるものであり、実際の市場価値と概算小売価格との差額は授与されません。

**11. 税金：**本賞は、適用ある一切の州、連邦、地域および地方ならびに外国の税務申告・源泉徴収上の要件をGoogleが遵守できるようにGoogleが要求する全ての書類がファイナリストおよび／または受賞者によってGoogleに対して提出されているという明示的な要件が満たされることを条件とします。本賞はすべて、Googleが法律により源泉徴収すべき税金の控除後のものです。本賞に課される一切の税金は、ファイナリストおよび／または受賞者が単独で責任を負うものとします。本賞を受け取るためには、ファイナリストおよび／または受賞者は、場合に応じてファイナリストおよび／または受賞者の居住国の法律を含むすべて適用法の定めに従い、Googleが要求するか、その他適用法により要求される税務関係の書類をGoogleまたは関連の税務当局に提出しなければなりません。ファイナリストおよび／または受賞者は責任をもって、すべての適用ある税法および提出要件を遵守するものとします。ファイナリストおよび／または受賞者が、当該書類を提供しないか、当該法律を遵守しない場合には、現物および／または金銭の支援金は放棄され、Googleはその単独の裁量において、代替りのファイナリストおよび／または受賞者を選出できるものとします。

**12. 一般的な条件：**すべての連邦、州、地域および地方の法令が適用されます。旅行日程が一旦手配された場合には、変更できないものとし、ファイナリストが当該日程に従わないことによって、Googleは、ファイナリストのために代替りの手配を行う義務を一切負わないものとします。応募組織が、不正、策略その他の不公正な行為により本チャレンジの適正な運営を妨げ、あるいはその他の応募組織、Googleもしくは審査員に対する迷惑行為、妨害、脅迫または嫌がらせを試みたと、Googleが自らの単独の裁量において合理的に判断した場合には、Googleは、本チャレンジにおいて当該応募組織を失格とする権利を留保します。

**13. 知的財産権：**応募組織は、自らの応募書類等の一部として、本チャレンジ・サイトに対して、またはGoogleもしくはその代表者に対して提出される全ての素材に対して一切の知的・産業財産権（著作権者人格権を含みます。）を有し、かかる素材には、写真、コメント、情報、テキスト、動画、フィードバック、創造的なアイデア、提案その他の素材（それぞれを「各提出物」といい、「提出物」と総称します。）が含まれますが、それらに限定されません。ファイナリストおよび受賞者は、Googleならびにその関連会社、パートナーおよび代表者に対して、各提出物の全部または一部について、現在知られているか、今後開発されるいずれかの形式、媒体または技術による全世界的な使用、複製、修正、翻案、出版、翻訳、二次的著作物の作成、頒布、コピーおよび表示（本チャレンジに関

連したあらゆるプロモーション、マーケティング、広報その他の使用を含みます。)を、応募組織またはその他の法人もしくは個人に通知し、または帰属させることなく、また、更なる許可またはライセンスの取得もいかなる支払もなく行う非独占的なロイヤリティー無しの永続的で取消不能であり完全にサブライセンス可能な権利をここに与えるものとし、応募組織は、その提出物を使用する義務をGoogleが負うものではないことを了承します。

応募組織が本チャレンジ・サイトまたはGoogleもしくはその代表者およびパートナーに提出する素材は、秘密または専有のものではなく、Googleならびにその代表者およびパートナーは、提出されたコンテンツについて秘密保持義務を負わないものとします。

全ての受賞者が、支援金に関する契約に署名しなければならず、当該契約には、本賞の資金により形成された知的財産権が、いかなる使用についても無料で公知の状態に置かれ、広く伝達されなければならないことを要求する規定が含まれるものとなります。

**14. プライバシー：**Googleが、応募プロセスおよび本チャレンジ中に提供される個人識別可能情報（氏名、郵送用住所、電話番号およびEメールアドレス等）を収集し、保存し、共有し、またその他の方法により使用できることを、応募組織は確認し、同意するものとします。応募組織は、応募プロセスおよび本チャレンジ中に入力された個人データが、本チャレンジの目的のために本チャレンジの枠内で処理、保存、共有その他の使用が行われることに同意するものとします。当該データは、米国への転送も行われます。エントリーすることにより、応募組織は、本チャレンジの管理に関連して、Googleのプライバシーポリシー (<http://www.google.com/policies/privacy/>) に従った当該情報の転送、処理、共有及び保存に同意するものとし、応募組織は更に、米国における当該情報の転送、処理、共有及び保存に同意するものとします。

また、応募書類等について本賞を受ける資格がある場合に、応募組織の身元、郵送用住所および電話番号を確認するために当該データがGoogleによって使用される場合があることを、応募組織は了承するものとします。応募組織は、Googleに対して下記アドレス宛ての書面によって、本チャレンジに関連してGoogleが保有する個人データについてアクセス、閲覧、修正または削除を要求する権利を有します。応募組織が登録に必要なデータを提供しない場合には、当該応募組織の応募書類等は失格となります。失格とならなければ、応募組織から収集された全ての個人情報、<http://www.google.com/policies/privacy/> に存在するGoogleのプライバシーポリシーに従って取扱われます。応募組織は、Googleに対してjapanchallenge@google.comというEメールアドレス宛ての書面によって、本チャレンジに関連してGoogleが保有する個人データについてアクセス、閲覧、修正または削除を要求する権利を有します。

**15. 広報：** 応募組織は、本賞を受け入れることにより、法律により禁止されていない限り、追加の報酬なく、本チャレンジの期間中及びその完了後、Google（またはその代理人）の販売促進資料において、合理的な期間中、本チャレンジのファイナリストまたは受賞者として当該応募組織の名称を表示するため、Googleおよびその代理人による当該応募組織の名称および／または肖像の使用に同意し、承諾することとなります。

**16. 保証および補償：** 応募組織は、自らの応募書類等が自らのオリジナル作品であり、よって、提出された応募書類等の唯一の独占的な所有者であり、権利保有者であること、ならびに自らが本チャレンジにおいて応募書類等を提出し、一切の必要なライセンスを付与する権利を有することを保証するものとします。各応募組織は、(1) 第三者の独占権、知的財産権、産業財産権、個人の権利もしくは人格権、または著作権、商標、営業秘密、プライバシー、パブリシティもしくは秘密保持義務を含むが、これらに限定されないその他の権利を侵害しているか、(2) 機密または専有の情報にあたる

か、あるいは(3) 適用ある州、連邦、地方もしくは地域の法律にその他の形で違反している応募書類等を提出しないことに同意するものとします。

法律により許される最大の範囲において、各応募組織は、当該応募組織の作為・不作為もしくは不履行および／または本書に定める保証の違反により生じる一切の責任、請求、要求、損失、損害、費用および経費について、Googleの従業員、インターン、契約業者および正式な役職保有者、またはその親会社、子会社、関連会社（「本チャレンジ主催組織」）を補償し、常に補償を維持することに同意するものとします。法律により許される最大の範囲において、各応募組織は、次の事項により起因もしくは発生する一切の請求、申立て、訴訟または手続、ならびに一切の損失、責任、損害、費用および経費（合理的な弁護士費用を含みます。）について、本チャレンジ主催組織を防御し、補償し、本チャレンジ主催組織に損害を与えないことに同意するものとします：(a) いずれかの者の著作権、商標、営業秘密、トレードドレス、特許その他の知的財産権を侵害するか、いずれかの者の名誉を毀損するか、パブリシティ権もしくはプライバシー権を侵害する、応募組織によりアップロードされたか、その他の方法により提供された応募書類等もしくはその他の素材；(b) 本チャレンジに関連した応募組織による不当表示；(c) 応募組織による本ルールの違反；(d) 応募組織による本チャレンジへの関与に起因もしくは関連して、本ルールの当事者以外の者もしくは組織により提起された請求；(e) いずれかの賞品の受領、所有、誤用もしくは使用、または本チャレンジ関連の活動への参加もしくは本チャレンジへの参加；(f) 本チャレンジ・サイトの不具合その他の問題；(g) エントリー情報の収集、処理もしくは保有におけるエラー；または(h) 本賞、ファイナリストまたは受賞者に係る印刷、提示もしくは発表における誤植その他のエラー。

**17. 排除：**本チャレンジに関連して応募組織により提供された身元、郵送用住所、電話番号、Eメールアドレス、所有権に関する虚偽の情報または本ルールの違反等があった場合には、当該応募組織は、本チャレンジから直ちに排除される可能性があります。

**18. インターネット：**システムエラー、コンピューターその他の電気通信上の伝送上の不具合による失敗、不完全さもしくは文字化け、何らかのハードウェアもしくはソフトウェアの故障、ネットワーク接続の喪失もしくは利用不能、タイプミスまたはシステム上／人的な誤りおよび失敗、電話網もしくは電話線、ケーブル接続、衛星通信、サーバーもしくはプロバイダーまたはコンピューター機器の技術的不具合、インターネット上または本チャレンジ・サイト上のトラフィックの混雑状態、あるいはこれらの組合せ（応募組織による参加能力を制限するその他の通信、ケーブル、デジタルまたは衛星の不具合を含みます。）を原因とする、本チャレンジ・サイト全体の障害または応募書類等の遅延、喪失、破損、誤送、不完全さ、判読不能、配布不能もしくは破壊に対して、本チャレンジ主催組織は責任を負いません。

**19. 中止、修正または失格に係る権利：**コンピューター・ウィルスの感染、バグ、改ざん、不正侵入、不正行為、技術的不具合、または本チャレンジの管理、セキュリティ、公正さ、整合性もしくは適正な実施を阻むか、影響を及ぼすその他の原因を含む、何らかの理由により、本チャレンジを予定どおり実施することができない場合には、Googleは自らの単独の裁量において、本チャレンジの中止、終了、変更または中断を行う権利を留保します。Googleは更に、本チャレンジまたは本チャレンジ・サイトの提出プロセスもしくはその他の部分を改ざんした応募組織を失格にする権利を留保します。応募組織が、本チャレンジ・サイトを含むいずれかのウェブサイトを意図的に損なおうと試みることや、本チャレンジの適正な運営を妨げようと試みすることは、刑法および民法の違反にあたり、そのような試みがなされた場合には、Googleは、適用法の最大限の範囲まで、当該応募組織に対して損害賠償を請求する権利を留保します。

**20. 雇用の申し出または契約の不存在：**いかなる状況においても、本チャレンジへの応募書類等の提出、本賞の授与、または本ルールの規定は、Googleもしくは本チャレンジ主催組織による雇用の申し出または契約と解釈されないものとします。貴法人は、自らの応募書類等を自発的に提出するものであり、秘密にまたは預託するために提出するものではないことを、貴法人は確認するものとします。あなたまたはあなたの応募組織とGoogleまたは本チャレンジ主催者との間には、いかなる秘密保持、信認、代理その他の関係も黙示契約も現在存在せず、本ルールに基づく応募書類等の提出によっても、そのような関係が生じないことを、貴法人は確認するものとします。

**21. 管轄および司法手続への依拠：**本ルールは、法の抵触に関するすべての規則を除き、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本ルールのいずれかの規定が無効または執行不能とされた場合でも、本ルールの残りの全ての規定は完全に効力を有し続けるものとします。法律により許される範囲において、本チャレンジに起因または関連する係争もしくは請求の場合に、訴訟を提起し、差止めによる救済を求め、司法その他の手続に対してその他の形で依拠する権利は、ここに排除されるものとし、すべての応募組織が当該権利をすべて明示的に放棄するものとします。

**22. 仲裁：**本チャレンジへのエントリーにより、貴法人は、いかなる形であろうと本チャレンジに関連する係争、請求もしくは要求に係る専属的管轄権については、拘束力ある仲裁により決定されることに同意することになります。本ルールにより発生する貴法人とGoogleとの間のすべての係争は、いかなる種類または性質のものであろうと、米国カリフォルニア州サンノゼ地域においてその時点で有効なJudicial Arbitration and Mediation Services, Inc.（「JAMS」）の規則に基づき、両当事者が相互に合意する1名の仲裁人によるJAMSの拘束力ある仲裁手続に付されるものとします。両当事者は、発生した仲裁費用を平等に負担することに合意するものとします。

**23. ファイナリストおよび受賞者：**ファイナリスト10団体が、2015年3月16日または同日頃に本チャレンジ・サイトにおいて発表され、受賞者4団体は、2015年3月26日または同日頃に本チャレンジ・サイトにおいて発表されます。